



## 内藤事務所通信

発行：内藤事務所

特定社会保険労務士 行政書士 内藤房薫

神奈川県秦野市本町 2-1-28 内藤ビル 4F

TEL 0120-710-264

おかげさまで建設業専門社会保険労務士・行政書士として33年！



歳末の候



### トピックス

## 税制改正（いわゆるマイカー通勤者等の通勤手当の非課税限度額を見直し）

「所得税法施行令の一部を改正する政令」により、自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額（いわゆるマイカー通勤者等の通勤手当の非課税限度額）が引き上げられました。適用時期が年の途中であり、年末調整において、改正に対応するための精算が必要となる場合があります。以下に、その概要を紹介します。

### マイカー通勤者等の通勤手当の非課税限度額の見直し

マイカー通勤者等の通勤手当の非課税限度額は、次のようになります（新旧対照）。

| 片道の通勤距離                      | 1か月当たりの限度額 |                |
|------------------------------|------------|----------------|
|                              | 改正前        | 改正後            |
| 2キロメートル未満                    | （全額課税）     |                |
| 2キロメートル以上10キロメートル未満          | 4,100円     | <b>4,200円</b>  |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満         | 6,500円     | <b>7,100円</b>  |
| 15キロメートル以上25キロメートル未満         | 11,300円    | <b>12,900円</b> |
| 25キロメートル以上35キロメートル未満         | 16,100円    | <b>18,700円</b> |
| 35キロメートル以上45キロメートル未満         | 20,900円    | <b>24,400円</b> |
| 45キロメートル以上 <b>55キロメートル未満</b> | 24,500円    | <b>28,000円</b> |
| <b>55キロメートル以上</b>            | —（上記と同じ）   | <b>31,600円</b> |



### ポイント

- 所得税**（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の源泉徴収においては、**施行日である平成26年10月20日以降に支払う給与から**、改正後の新たな非課税限度額を用いて計算した額を控除します。
  - 実際には、**平成26年4月1日に遡って**、新たな非課税限度額が適用されます。平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について、新たな非課税限度額が適用されるわけですが、**次に掲げる通勤手当については、改正前の非課税限度額が適用される**ことに注意が必要です。
    - 平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
    - 平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われるもの
    - 上記①又は②の通勤手当の差額として追加支給されるもの
  - 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用して所得税の源泉徴収が行われているので、平成26年4月1日以後に支払われた通勤手当について、**新たな非課税限度額を適用することにより過納となる税額が生じた場合は、本年の年末調整の際に精算することが必要**となります。
  - 源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入しますが、**平成26年4月1日以後に支払われた通勤手当については、新たな非課税限度額を適用**する必要があります。
- ㊦ 年の中途に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、源泉徴収票の再交付が必要となる場合があります。

この改正の影響を受ける社員がいる場合には、年末調整で精算し、源泉徴収票の記載にも注意を払う必要があります。本年の年末調整では、今まで経験したことのない事務作業が必要となる可能性がありますので、ご質問等があれば、気軽にお声がけください。

本年の7月から施行されている男女雇用機会均等法の施行規則等の改正について、今回は、「性別による差別事例の追加」と「セクハラ予防・事後対応の徹底」を紹介します。

### ■ 性別による差別事例の追加 ■

男女雇用機会均等法では、次の事項について、性別による差別をすることを禁止しています(直接差別の禁止)。

|                                  |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| ① 募集・採用                          | 性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない |
| ② 配置(業務の配分及び権限の付与を含む)、昇進、降格、教育訓練 | 性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない  |
| ③ 福利厚生措置で厚生労働省令で定めるもの            |                          |
| ④ 職種及び雇用形態の変更                    |                          |
| ⑤ 退職の勧奨、定年・解雇・労働契約の更新            |                          |



上記の禁止事項などについて、事業主が適切に対処することができるように定められた指針において、次のような改正が行われました。

「性別による差別」に該当する事例に、次のものを追加

- 女性労働者についてのみ、婚姻を理由として、「一般職」から「総合職」への職種の変更の対象から排除すること
- 定年年齢の引上げを行うに際して、既婚の女性労働者についてのみ、異なる定年を定めること

### ■ セクハラ予防・事後対応の徹底 ■

セクハラ予防に関し事業主が講ずべき措置について定められた指針において、以下の改正が行われました。

- ① 職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれることを明示。
- ② セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生の原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があることも考えられる。そのため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることを明示。
- ③ セクシュアルハラスメントの相談対応に当たっては、その発生のおそれがある場合や該当するかどうか微妙な場合でも広く相談に応じることとしている。その対象に、放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが含まれることを明示。
- ④ 被害者に対する事後対応の措置の例として、管理監督者または事業場内の産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。

## お仕事 カレンダー

- 12/10 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 9000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 12/31 ●11 月分健康保険・厚生年金保険料の納付

- 12/31 ●固定資産税(都市計画税)の納付  
納付対象:第 3 期分
- 10 月決算法人の確定申告・翌年 4 月決算法人の中間申告
- 翌年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告
- 年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書(生命保険等)の提出(会社)